

第13回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年12月20日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン 22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22D
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件

目 次

第13回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	5
計算書類	27
監査報告	38
株主総会参考書類	42

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年12月19日（月曜日）午後6時30分まで

証券コード 7386
2022年12月2日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目1番1号
ジャパンワランティサポート株式会社
代表取締役社長 庄 司 武 史

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）又はインターネット等による議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月19日（月曜日）午後6時30分まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年12月20日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン 22階 TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22D |

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

- | | |
|---------|--|
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第13期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |

- | | |
|-------|-----------|
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jpwsp.com>）掲載させていただきます。

また、決議通知につきましては、書面による交付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

<議決権行使のついでのご案内>

・書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**議決権行使期限（2022年12月19日(月曜日)午後6時30分まで）**に到着するようご返送ください。

・電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

3頁から4頁に記載の「議決権行使の案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力の上、**議決権行使期限（2022年12月19日(月曜日)午後6時30分まで）**にご返信ください。

<当社の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応についてのお願い>

- ・会場受付付近には、株主様のための消毒液を設置いたしております。
- ・会場付近におきましては、非接触型体温計にて株主様の体温を測定させていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合があります。
- ・感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が限られております。そのため、ご来場いただいてもご入場をお断りする場合があります。
- ・登壇役員及び運営スタッフにつきましては、マスクを着用させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会の議決権行使につきましては、感染拡大防止の観点から、**可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等によるご行使をご検討ください。**
- ・ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方、乳幼児をお連れの方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・ご来場の株主様は、マスク着用のうえご来場くださいますようお願い申し上げます（お忘れの方には予備のマスクをご用意いたします）。
- ・本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合はございます。インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <https://www.jpwsp.com>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年12月20日（火曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年12月19日（月曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月19日（月曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

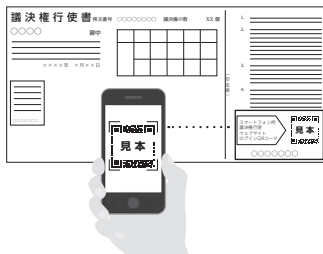
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

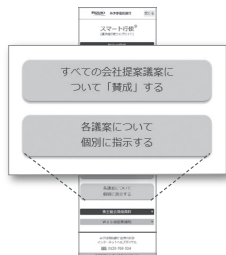
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



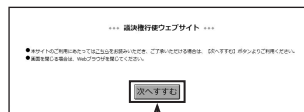
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

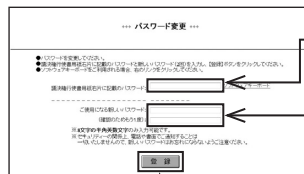
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に加えて、海外情勢の急激な変化等による資源価格の高騰、物品・サービスの値上げの傾向も顕著となり、先行き不透明な状況が継続しました。

この間、当社が中心的一かかわる国内の住宅市場では、子育て世代の住宅取得支援制度や環境性能等に応じた住宅ローン減税制度等、住宅取得やリフォーム工事への政策面での追い風がありました。一方で新型コロナウイルス感染症の蔓延による営業活動への影響やウッドショック、半導体不足といった住宅関係資材の不足と原材料価格の高騰から、受注動向は落ち着きはじめております。

このような事業環境の中、当社は主力商品である「あんしん修理サポート」に加え、カギ・水まわり・ガラスの緊急駆け付けサービスである「あんしん住宅サポート24h」、中古住宅設備の保証サービスである「リユース修理サポート」の営業拡大を行い、新品住宅設備保証にとどまらない、更なる事業展開を行っております。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,446,310千円（前年同期比15.6%増）、営業利益555,978千円（同14.5%増）、経常利益550,544千円（同11.5%増）、当期純利益358,338千円（同11.3%増）となりました。

なお、当社は住宅設備機器の延長保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は29,844千円で、その主なものは、システム改修に関する投資18,385千円であります。

③ 資金調達の状況

2022年6月23日に東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募増資により97,000株の新株式の発行し、146,353千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2019年9月期)	第 11 期 (2020年9月期)	第 12 期 (2021年9月期)	第 13 期 (当事業年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	742,228	1,057,320	1,251,472	1,446,310
経 常 利 益 (千円)	469,840	449,542	493,889	550,544
当 期 純 利 益 (千円)	219,034	293,607	321,899	358,338
1株当たり当期純利益 (円)	109.52	146.80	160.95	176.82
総 資 産 (千円)	5,689,701	7,001,167	8,441,020	9,857,265
純 資 産 (千円)	411,301	697,703	1,139,589	1,574,796
1株当たり純資産 (円)	204.54	347.74	568.68	749.92

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2022年2月15日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	780百万円	69.5%	役員の兼任 当社と業務委託契約を締結

(注) 親会社であるジャパンベストレスキューシステム株式会社と業務委託契約に係る取引価格は一般の取引価格を参考に決定しており各年度に取締役会にて決議しております。なお、当社取締役会は同社との取引の内容が公正なものであり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は住宅設備機器の延長保証事業を展開しております。市場全体として同事業の認知は拡大しており、住宅設備機器供給業界でのシェア確保や競合他社に対する優位性の継続的な確保が必要と考えております。

また、同事業はストック型ビジネスであり安定的な収益を上げることが可能ですが、当社の一層の成長のためには、同事業の拡大のみでなく、当社が培ったサービスのノウハウを活かしたフロー型ビジネスへの本格参入も必要と考えております。

なお、ストック型ビジネスとは一括にて収受した保証料を保証期間に応じ按分し収益を認識するビジネス、フロー型ビジネスとはサービス提供と同時に収益を認識するビジネスと当社は定義しております。

こうした方針のもと、当社の対処すべき課題は①新たな集客戦略・販路拡大、②新規事業の開発、③ITシステムの向上及び業務効率化、④優秀な人材の確保及び育成、⑤激甚災害等への対策と考えております。

① 新たな集客戦略・販路拡大

a 新築住宅市場における販売促進

当社は大手ハウスメーカーを中心とした新築住宅請負、分譲住宅供給会社、マンションデベロッパー等、戸建て・マンションにおける新築住宅事業者に対して、親和性の高い駆け付けサービス、申込方法簡略化、コールセンターの一括代理等を付帯することで差別化を図っております。

新築住宅市場においては、今後少子高齢化・人口減少に伴い着工戸数の減少が見込まれるため、当社サービスに新築住宅事業者とエンドユーザーのニーズをマッチさせる付加価値を付けることで、マーケットシェア拡大に取り組んで参ります。

b リフォーム市場における販売促進

住まいの選択肢の多様化に伴うリノベーションやサステナブルな社会への関心の高まりを背景に、リフォーム需要が高まっています。リフォーム市場においても新築住宅市場と同様、カギ・水まわり・ガラスの緊急駆け付けサービスといった親和性の高い付加価値を付けたサービス等によりリフォーム専門事業者並びに新築住宅事業者のリフォーム部門への販路拡大、マーケットシェア拡大に取り組んで参ります。

c 中古住宅市場・既存住宅市場における販売促進

政府においても2021年3月に閣議決定された新たな「住生活基本計画(全国計画)」に示されている通り、中古住宅の資産価値を高める取り組みや既存住宅流通市場の環境整備が進められており、中古住宅市場の拡大が見込まれます。当社としても、新築及びリフォーム施工時に附帯する住宅設備保証に加え、中古住宅の売買契約時を保証始期とする保証サービスの導入を進めております。また、こちらのサービスは賃貸住宅オーナー等、多数の設備機器を所有するユーザーの設備機器修理代を平準化させるものとしても販売促進を行って参ります。

② 新規事業の開発

新築住宅の設備保証のみでは競合他社に明確な差別化戦略を取ることに限りがあるため、当社は今後、設備保証のみならず、設備保証運営において培ったノウハウを基に住宅、暮らしの全体をマーケットとしたサービス展開を推進して参ります。

③ ITシステムの向上及び業務効率化

当社は今後の会員数増加や事業拡大、事業環境の変化等に対応するためにITシステムに対する投資を行っております。また同時に保証登録から請求、エンドユーザーからの修理受付、メーカーへの修理依頼といった延長保証に関する一連の多様化した業務を見直し、システム化を進めることで業務効率化・迅速化を推進し、質・スピードの向上が実現できる環境整備を進めて参ります。

④ 優秀な人材の確保及び育成

当社は今後の事業拡大や継続した発展のために優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。そのため、当社の求める専門性や資質を兼ね備えた人材の登用を進めるとともに、各種社内研修の実施等による継続的な成長促進、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、優秀な人材の確保及び育成を進めて参ります。

⑤ 激甚災害等への対策

当社は、自然災害や事故に備え、コールセンター機能を業務委託先の提携会社に委託することでリスクを回避しております。またコールセンター以外の役割に関しても決議事項のデジタル化、テレワーク体制の整備等、様々なリスクに対応できる体制の整備を進めておりますが、今後も対応力を増強すべく、対策を進めて参ります。

(5) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社の主な事業内容は、住宅設備機器の延長保証であり、住宅設備機器メーカーの保証終了後の故障やトラブルのサポートを実施しております。

(6) 主要な営業所（2022年9月30日現在）

本 社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル7階
本 部	愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号 名古屋伊藤忠ビル4階

(7) 使用人の状況（2022年9月30日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
27名	4名増	35.6歳	3.1年

(注) 1. 使用人数は就業人員及びパート等であります。

2. パート等から社員として採用された者の勤続年数には、パート等として勤続した期間も含めております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年6月23日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場しました。

2. 株式の状況（2022年9月30日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,097,000株 |
| (3) 株主数 | 755名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	1,457千株	69.5%
株 式 会 社 S B I 証 券	47	2.2
光 通 信 株 式 会 社	35	1.7
束 岡 芳 樹	31	1.5
寒 川 登 代 志	31	1.5
亀 井 雄 介	25	1.2
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	22	1.1
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN CASHPB)	22	1.0
内 藤 真 一 郎	13	0.6
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	12	0.6

(注) 1. 持株比率は自己株式（31株）を控除して計算しております。

- 2022年1月27日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,990,000株増加しております。
- 2022年2月15日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月15付で定款を変更し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入するとともに、発行可能株式総数を増加させております。これより発行可能株式は7,800,000株増加しております。
- 東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、2022年6月22日を払込期日とする公募増資により発行済株式総数は97,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日		第 1 回 新 株 予 約 権	
2018年10月15日			
新株予約権の数		2,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 400,000株 (新株予約権 1 個につき 200株)	
新株予約権の払込金額		1,082円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 156,800円 (1 株当たり 784円)	
権利行使期間		2020年10月1日から 2025年10月31日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員等 の状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,840個 目的となる株式数 368,000株 保有者数 2名	
	使用人	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 1名	

(注) 1. 新株予約権者は、2019年9月期及び2020年9月期の各事業年度に係る監査済の損益計算書において、売上高が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適当等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、別途計上すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 2019年9月期の売上高が480百万円以上
- ② 2020年9月期の売上高が600百万円以上
2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第 2 回 新 株 予 約 権 (注) 1
発 行 決 議 日	2019年1月21日
新 株 予 約 権 の 数	600個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 120,000株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	110円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 156,800円 (1 株当たり 784円)
権 利 行 使 期 間	2022年1月1日から 2029年1月24日まで
行 使 の 条 件	(注) 2

(注) 1. 本新株予約権は、当社の取締役及び従業員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、榊原暢宏を委託者とし、渡邊俊雄を受託者とする新株予約権信託設定契約を締結し、新株予約権信託を活用したインセンティブプランを構成するものである。

2. ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できるものとする。

②本新株予約権者は、2019年9月期から2021年9月期までの当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が次の各号に定める条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a)2019年9月期の営業利益が250百万円を超過していること

(b)2020年9月期の営業利益が350百万円を超過していること

(c)2021年9月期の営業利益が450百万円を超過していること

- ③本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに契約関係のある顧問及び業務提携先の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	庄 司 武 史	－
取 締 役（営業担当）	小 田 則 彦	営業部長
取 締 役（管理担当）	藤 原 祐 次	管理部長
取 締 役	若 月 光 博	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 取締役執行役員 ジャパン少額短期保険株式会社 取締役 株式会社アクトコール（現 ジャパンベストレスキューシステム株式会社） 取締役
取 締 役	岩 本 一 良	岩本一良公認会計士事務所 所長 株式会社オーディオストック 非常勤監査役 TechMagic株式会社 非常勤監査役
取 締 役	小 杉 徹	株式会社小杉事務所 代表取締役 株式会社グローバルエグゼクティブマネジメントサービス 代表取締役 株式会社audience 取締役 医療法人社団五葉会 理事 株式会社ファーストグループ 取締役副社長 合同会社城山キャピタル 職務執行者
常 勤 監 査 役	成 瀬 彰	－
監 査 役	外 山 照 久	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー 医療法人社団嬉泉会 監事 株式会社かんざし 社外監査役 A&S監査法人 パートナー 株式会社オズビジョン 社外監査役
監 査 役	富 重 純 二	－

(注) 1. 取締役岩本一良氏及び取締役小杉徹氏は、社外取締役であります。

2. 取締役岩本一良氏は、公認会計士の資格を有しております。

3. 監査役外山照久氏及び監査役富重純二氏は、社外監査役であります。

4. 常勤監査役成瀬彰氏及び監査役外山照久氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・常勤監査役成瀬彰氏は、他社及び当社にて経理・財務業務に携わってきた経験があります。
- ・監査役外山照久氏は、公認会計士の資格を有しております。

5. 当社は、社外取締役小杉 徹氏、社外監査外山照久氏及び社外監査役富重純二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、及び各社外監査役との間に、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限定額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該被保険者に対して損害賠償請求を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、取締役会から授権された代表取締役庄司武史が適正な報酬額を決定しております。また、監査役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会決議日は2017年12月8日であり、取締役においては年額100百万円以内、監査役においては年額20百万円以内で報酬限度額を決定しております。

報酬等の種類は、2019年12月20日に開催された株主総会にて決議された、固定の基本報酬と変動の業績連動賞与に分かれております。業績連動賞与は、企業価値を向上させる経常利益額を指標とし、目標に対する評価係数に応じて算出しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	68,077千円 (11,800)	63,000千円 (10,800)	5,077千円 (1,000)	－ 千円 (－)	5名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,947 (4,700)	11,776 (4,700)	171 (－)	－ 千円 (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	80,024 (16,500)	74,776 (15,500)	5,248 (1,000)	－ 千円 (－)	8 (4)

- (注) 1. 上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名を除いているためであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益を採用しており、その実績は550,544千円であります。当該指標を選択した理由は企業価値を向上させるからであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して目標に対する評価係数を乗じたもので算定されております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2017年12月8日開催の第8回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2017年12月8日開催の第8回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長庄司武史に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査役会がその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役岩本一良氏は、岩本一良公認会計士事務所 所長、株式会社オーディオストック非常勤監査役、及びTechMagic株式会社非常勤監査役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役小杉徹氏は、株式会社小杉事務所 代表取締役、株式会社グローバルエグゼクティブマネジメントサービス 代表取締役、株式会社audience 取締役、医療法人社団五葉会 理事、及び合同会社城山キャピタル 職務執行者であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役外山照久氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー、医療法人社団嬉泉会 監事、株式会社かんざし 社外監査役、A&S 監査法人 パートナー、及び株式会社オズビジョン 社外監査役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩 本 一 良	当事業年度開催の取締役会20回すべてに出席いたしました。 コンサルティング、及び様々な会社の監査に携わっている豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を行っております。
取締役 小 杉 徹	当事業年度開催の取締役会20回すべてに出席いたしました。 コンサルティング、及び様々な会社の経営に携わっている豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を行っております。
監査役 外 山 照 久	当事業年度開催の取締役会20回すべてに出席いたしました。 弁護士・公認会計士両方の資格を有した抜群の専門知識と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 富 重 純 二	当事業年度開催の取締役会20回すべてに出席いたしました。 上場企業の執行役員、上場子会社の代表取締役、及び上場企業の監査役(非常勤)を歴任した豊富な知識と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

普賢監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、普賢監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法に従い「内部統制システムの整備に関する基本方針」を2019年9月20日に開催の取締役会にて決議し、2019年10月1日より施行しております。

この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を定期的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して、この基本方針について不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用を実施することとしております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「困っている人に「あんしん」を届けることで社会に貢献する！～ Quality of Life～」との経営理念を掲げ、すべての役員及び従業員が職務を執行するに当たっての基本方針とする。
- b. 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。すべての役員及び従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス規程」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- c. 当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反があった場合に対応するため、「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、管理部長を事務局長とし、常勤の取締役・監査役、内部監査担当及びコンプライアンス推進担当で構成する。
- d. 当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の内部通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「内部通報運用規程」により、内部通報制度を整備・運用する。
- e. 当社は、独立性を確保した経営企画室の内部監査担当を設置し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、内部監査を通じて公正不偏に検証する。
- f. 当社は、社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、取引を含め一切関係を持たず、同勢力からの不当な要求に断固として応じないこととする。反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導及び助言を受け、新規取引を開始する際には、事前に反社会的勢力に該当しないか調査を実施する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
 - b. 当社は、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報及び特定個人情報については、法令及び「個人情報保護方針」に基づき厳重に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は、損失の危険に対して、影響度の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。
 - b. 当社は、損失の危険すなわちリスクの全般的なコントロールを行うため、「リスク管理規程」に基づきリスクごとに担当部署を定め、内部監査担当部門によるモニタリングの下で、定期的にリスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月 1 回開催するほか、必要に応じ臨時開催し、機動的な意思決定を行う。
 - b. 当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「中期経営計画」を策定し、執行状況を監督する。
 - c. 中期経営計画を達成するため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用を図り、有効性評価及び改善等を行う。
 - b. 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性を確保する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役が必要に応じて関係部門と協議のうえ指名する。
 - 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、予め監査役会と事前協議をして同意を得るものとする。
 - 取締役は、監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で不当な制約を受けないように配慮しなければならない、当該使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査役に報告し、制約の排除を求めることができる。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び部門長は、以下の項目に該当する事項が発生した場合、発見次第速やかに監査役に報告するものとする。
 - イ 当社の信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ロ 当社の業績に著しく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ハ 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したもの、またその恐れのある重大なもの
 - ニ その他イ～ロに準ずる事項
 - 取締役及び従業員は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うものとする。
 - 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び従業員に対し不利な取り扱いを行わない。
 - 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。
- ⑧ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- 当社は、監査役会がその職務の執行について、当社に対し会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役がその職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - 当社は、監査役会が、独自に外部専門家を監査役がその職務の執行のために利用することを求めた場合、監査役がその職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役が会計監査人及び内部監査担当部門と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
- b. 監査役は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を取締役に求めることができる。
- c. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- d. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- e. 監査役は、監査役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

⑩ 反社会的勢力の排除の体制

社会秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で接し、一切の関係を遮断するとともに、取引先等に対する反社会的勢力との関係有無の確認及び警察、弁護士等の外部関係者からの情報収集に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、取締役会において制定した「コンプライアンスプログラム」の下、当社全役職員向けのコンプライアンス・セミナーを開催する等、役職員に対し定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行っております。セミナーの開催以外にも、コンプライアンスに関する事項について、様々な会議体において定期的に発信することにより、コンプライアンス意識の底上げを図り、コンプライアンス意識の浸透及び徹底を図っております。

また、当社役員及び部門責任者、内部監査担当を構成員とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会の委員長である代表取締役が原則四半期に1回開催し、「コンプライアンス規程」に基づき当社が、国内外法令及び社内規程を遵守し、社内規範を尊重した節度と良識ある行動を徹底させることを目的に、コンプライアンスに係る重要事項を審議しております。顧問弁護士がオブザーバーとして参加することがあります。

② 取締役の職務遂行の適正性及び効率性を可能ならしめる体制

取締役は「取締役会規程」に基づき、毎月１回定時取締役会を開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

③ 監査役の監査に実効性を確保するための体制

監査役は「監査役会規程」に基づき、毎月１回監査役会を開催し、「監査役規程」、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時に監査役会を開催しております。常勤監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して効率的な監査の実施に努めております。

④ 内部通報の実効性を高めるための体制

当社は、コンプライアンス体制の充実及び強化を図るため「内部通報運用規程」を定め、その通報窓口を社内及び外部の弁護士、専門の内部通報管理会社としており、「内部通報運用規程」に準じて適切に取扱うよう定めております。又、「内部通報運用規程」では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを禁止するほか、万一取締役や従業員が通報者に対して不利益な取扱いを行った場合には、常勤監査役が当該取締役や従業員に対して、必要かつ適切な措置を講ずることとし、通報者の保護を図っております。

⑤ リスク管理に関する取り組み

当社は、「リスク管理規程」を定め、また、当社役員及び部門責任者、内部監査担当を構成員とするとするリスク管理委員会を設置しております。当該委員会の委員長である取締役管理部長が、原則四半期に１回開催し、必要がある場合は、随時開催をしております。「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの顕在化の防止及び損失の最小化を図ることを目的に、リスク管理に係る重要事項を審議しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。現在は内部留保の充実を図り、事業基盤の整備や収益力強化のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。将来的には、当期純利益が500百万円を達成する時期を目途として、配当性向20％程度の利益還元を検討しています。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、期末配当の基準日を9月30日、中間配当の基準日を3月31日としており、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることのできる旨を定款に定めております。

貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	7,879,029	流 動 負 債	1,739,613
現 金 及 び 預 金	7,423,519	買 掛 金	49,151
売 掛 金	246,445	未 払 金	76,600
貯 蔵 品	28	未 払 費 用	1,366
前 払 費 用	186,941	未 払 法 人 税 等	106,861
そ の 他	22,095	未 払 消 費 税 等	215,857
固 定 資 産	1,978,235	前 受 収 益	1,271,572
有 形 固 定 資 産	19,410	賞 与 引 当 金	9,173
建 物	16,730	そ の 他	9,031
工 具、器 具 及 び 備 品	2,680	固 定 負 債	6,542,855
無 形 固 定 資 産	49,001	資 産 除 去 債 務	10,295
ソ フ ト ウ エ ア	42,456	長 期 前 受 収 益	6,493,159
そ の 他	6,545	そ の 他	39,401
投 資 そ の 他 の 資 産	1,909,823	負 債 合 計	8,282,469
投 資 有 価 証 券	852,336	(純 資 産 の 部)	
出 資 金	20,061	株 主 資 本	1,527,480
長 期 前 払 費 用	1,023,291	資 本 金	83,176
繰 延 税 金 資 産	53	資 本 剰 余 金	73,176
そ の 他	14,079	資 本 準 備 金	73,176
資 産 合 計	9,857,265	利 益 剰 余 金	1,371,176
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,371,176
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,371,176
		自 己 株 式	△50
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	45,085
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	45,085
		新 株 予 約 権	2,230
		純 資 産 合 計	1,574,796
		負 債 純 資 産 合 計	9,857,265

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,446,310
売上原価	462,448
売上総利益	983,861
販売費及び一般管理費	427,883
営業利益	555,978
営業外収益	
受取利息	561
有価証券利息	3,300
受取配当金	4,040
出資金運用益	971
その他の	713
営業外費用	
支払手数料	1,892
上場関連費用	12,936
その他の	191
経常利益	550,544
特別損失	
固定資産除却損	465
税引前当期純利益	550,078
法人税、住民税及び事業税	193,679
法人税等調整額	△1,939
当期純利益	358,338

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	10,000	－	－	1,012,837	1,012,837	－	1,022,837
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	73,176	73,176	73,176				146,353
当 期 純 利 益				358,338	358,338		358,338
自 己 株 式 の 取 得						△50	△50
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	73,176	73,176	73,176	358,338	358,338	△50	504,642
当 期 末 残 高	83,176	73,176	73,176	1,371,176	1,371,176	△50	1,527,480

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	114,521	114,521	2,230	1,139,589
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				146,353
当 期 純 利 益				358,338
自 己 株 式 の 取 得				△50
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△69,435	△69,435		△69,435
当 期 変 動 額 合 計	△69,435	△69,435	－	435,206
当 期 末 残 高	45,085	45,085	2,230	1,574,796

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

② その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く））及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

なお、取得原価が100千円以上200千円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 5年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社が提供する役務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であることから、一括にて収受した保証料については、保証期間にわたって均等に期間按分し、当事業年度で対応する額を収益計上しております。未経過分の保証料については1年以内に収益化される予定の額を前受収益、1年を超える予定の額を長期前受収益として計上しております。

なお、一時点で移転する財又はサービスについては、役務提供時に収益計上しております。

また、保険会社に支払う保険料についても、保証期間と同一の期間にわたって均等に期間按分し、当事業年度に対応する額を費用計上しております。未経過分の保険料については、1年以内に費用化される予定の額を前払費用、1年を超える予定の額を長期前払費用として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月14日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 53千円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 26,234千円)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,989千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- | | |
|----------|---------|
| ① 短期金銭債権 | 1,397千円 |
| ② 短期金銭債務 | 2,404千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,699千円

販売費及び一般管理費 1,020千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,097,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 31株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 520,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について、主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、営業活動により調達することとしております。デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、当社と業務上の関係を有する企業の株式及びリスクの少ない満期保有目的の債券、投資信託に運用するものであり、発行体の財務状況や市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等及び未払消費税等につきましても、3ヶ月以内に納付期限が到来します。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券、投資信託については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業等の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価にも市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価(千円)	差額（千円）
投 資 有 価 証 券			
① 満期保有目的の債券	200,000	174,060	△25,940
② そ の 他 有 価 証 券	652,336	652,336	—
資産計	852,336	826,396	△25,940

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券 株 式	143,850千円	－千円	－千円	143,850千円
投 資 信 託	－千円	508,486千円	－千円	508,486千円

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
投 資 有 価 証 券 満 期 保 有 目 的 の 債 券 ク レ ジ ャ ッ ト リ ン ク 債	－千円	－千円	174,060千円	174,060千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託

投資信託は取引証券会社から提示された基準価格等を用いて評価しております。信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

満期保有目的の債券

当社が保有している満期保有目的の債券は、クレジットリンク債であり、取引証券会社から提示された価格を用いて評価しております。その提示価格が観察不能であることから、その時価をレベル3の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	9,686千円
投資有価証券評価損	9,374千円
賞与引当金	3,158千円
資産除去債務	3,544千円
その他	470千円
繰延税金資産合計	26,234千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△23,674千円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,507千円
繰延税金負債合計	△26,181千円
繰延税金資産の純額	53千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	住宅設備機器の延長保証事業
一時点で移転される財又はサービス	241,131
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,205,178
顧客との契約から生じる収益	1,446,310
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,446,310

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 749円92銭

(2) 1株当たり当期純利益 176円82銭

(注) 当社は2022年2月15日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(追加情報)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしておりますが、従来より、一括に収受した保証料を、保証期間にわたって均等に期間按分し、会計期間に応じて収益計上しております。そのため、計算書類に与える影響はありません。

(消費税等の支払時期の変更)

将来の税率変更に備えるため、収益に係る消費税等の支払時期を変更しております。従来、一括に収受した保証料を、保証期間にわたって均等に期間按分し、会計期間に応じて収益を計上し、同時点で消費税等も計上していましたが、当事業年度の期首から保証料を収受した時点で消費税等を計上する方法に変更しております。当該変更により損益に与える影響はありませんが、「流動負債」の「未払消費税等」が変更前に比べ195,899千円増加しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当事業年度における新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を含む仮定については重要な変更はなく、影響は軽微と判断しております。

独立監査人の監査報告書

2022年11月16日

ジャパンワランティサポート株式会社
取締役会 御中

普賢監査法人
東京都千代田

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 功 一
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	嶋 田 両 児

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンワランティサポート株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. その他

第13期の重点監査対象と位置づけた、前受収益の妥当性確認及び社外取締役との連携強化について、十分に達成できたと考えます。

2022年11月17日

ジャパンワランティサポート株式会社 監査役会

常勤監査役 成 瀬 彰 ㊞

社外監査役 外 山 照 久 ㊞

社外監査役 富 重 純 二 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供措置が導入されたことに伴い、次の通りに当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設) (新 設)	第14条 削除 (電子提供措置等) 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> (附則) 第1条 <u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）付則第1条ただし書に規定する規定の施行日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>2 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	しょう じ たけ し 庄 司 武 史 (1976年3月31日)	1999年4月 株式会社ぱど 入社 2001年4月 株式会社プロトコーポレーション 札幌第2事業部 事業部長 2007年9月 株式会社帝国データバンク 入社 2009年9月 株式会社ワランティマート 入社 2010年3月 株式会社トラスト・グロー・パートナーズ（現、当社）設立 2013年4月 当社代表取締役社長（現任）	—
【選任理由】 庄司武史氏は、当社設立メンバーあるとともに、当社社長として長年にわたり経営の指揮を執り、企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮しております。また事業に精通し、人格及び見識も優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	お だ のり ひこ 小 田 則 彦 (1978年2月9日)	2001年4月 株式会社神清カーゴサービス 入社 2005年5月 株式会社ウィンネットワークシステム 入社 2006年4月 株式会社ハセツパー技研 入社 2009年10月 株式会社ワランティマート 入社 2010年3月 株式会社トラスト・グロー・パートナーズ（現、当社）設立 2015年9月 当社取締役営業部長（現任）	—
【選任理由】 小田則彦氏は、当社設立メンバーであり、長年にわたり当社の営業部門の指揮を執り、営業で強いリーダーシップを発揮しております。また、当社事業に精通し、経験及び知識を有していることから引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	※ まつ い ま さ よ し 松 井 雅 由 (1971年6月24日)	1996年4月 株式会社コモ 入社 2006年3月 イビデン株式会社 入社 2015年5月 パナソニックデバイスSUNX株式会社 入社 2017年8月 株式会社MARUWA 入社 2018年4月 同社 事業管理部経理室長 2019年3月 シェアリングテクノロジー株式会社 財務経理部連結決算課長 2019年6月 同社 財務経理部長 2020年6月 バローホールディングス株式会社 入社 2021年5月 当社 入社 2021年10月 当社 管理部第二管理部長（現任）	—
	【選任理由】 松井雅由氏は、複数の会社で管理、特に経理部門の経験と知識を有し、当社入社後も管理部門の体制の強化を推進しております。当該知見をもとにした提言や意見表明が、当社全体の管理体制の強化につながることを期待し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	わか つき みつ ひろ 若 月 光 博 (1965年4月4日)	2001年2月 トーマツコンサルティング株式会社 (現、デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 取締役 2004年3月 プロジェクトA株式会社 代表取締役社長 2007年2月 株式会社アドバンスト・コミュニケーションズ 常務取締役 2010年10月 株式会社スイートスタイル 取締役管理本部長 2012年3月 同社 代表取締役社長 2017年1月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長 2017年6月 ジャパン少額短期保険株式会社 取締役(現任) 2017年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 取締役執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長 2018年12月 当社 取締役(現任) 2021年9月 株式会社アクトコール(現、ジャパンベストレスキューシステム株式会社)取締役 2022年4月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社取締役執行役員(現任) (重要な兼職の状況) ジャパンベストレスキューシステム株式会社 取締役執行役員 ジャパン少額短期保険株式会社 取締役	—
【選任理由】 若月光博氏は、当社の親会社の取締役であるとともに、複数の企業の取締役を務め、企業経営に精通しており、また、経営コンサルタント業務を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	いわもと かず よし 岩 本 一 良 (1974年 3 月 6 日)	1996年10月 監査法人伊東会計事務所（現、有限責任あずさ監査法人）入所 2020年 7 月 岩本一良公認会計士事務所開業（現任） 2021年 2 月 株式会社オーディオストック 非常勤監査役（現任） 2021年 8 月 TechMagic株式会社 非常勤監査役（現任） 2021年12月 当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社オーディオストック 非常勤監査役 Tech Magic株式会社 非常勤監査役	—
	【選任理由及び期待される役割の概要】 岩本一良氏は、公認会計士として豊富な経験や見識を有しており、当社の事業運営へ適切な助言をいただいております。引き続き社外取締役候補者となりました。当社は、同氏が選任された場合には、当事業年度同様の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	※ もり 森 千 年 (1957年6月26日)	1980年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現、三菱マテリアル株式会社）入社 2011年6月 同社 執行役員人財部門長 2012年6月 同社 執行役員経営戦略部門経営企画部長 2013年4月 同社 常務執行役員経営戦略部門長 2015年4月 同社 常務執行役員及び三菱総合材料管理（上海）有限公司董事長兼總經理（中国総代表） 2017年4月 宇部三菱セメント株式会社（現、UBE三菱セメント株式会社）代表取締役副社長 2018年4月 同社 代表取締役社長 2020年4月 同社 相談役	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 森 千年氏は、長年にわたり経営戦略部門及び経営者として企業経営に係る豊富な経験や見識を有しており、企業経営に精通していることから社外取締役候補者といいたしました。 当社は、同氏が選任された場合には、長年の豊富な経営者としての経験を活かし、同氏に対して持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岩本一良氏及び森千年氏は、社外取締役候補者であります。
4. 岩本一良氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 若月光博氏は、当社の親会社であるジャパンベストレスキューシステム株式会社の取締役執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。なお、ジャパンベストレスキューシステム株式会社における地位及び担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、森千年氏が選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン 22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22D



交通 東京メトロ銀座線 京橋駅 8番出口直結
JR東京駅 八重洲南口徒歩5分

